

◆マイナンバーカードを保険証として使うと どんないいことがあるの？



◇窓口負担が低くなります。

薬剤情報などの提供について同意いただくことが必要です。
同意がない場合には、従来の保険証で受診した時と同じ負担になります。

	令和5年4月～12月		令和6年1月～	
	利用する	利用しない	利用する	利用しない
初診	6円	18円	6円	12円
再診	0円	6円	0円	0円
調剤	3円	12円	3円	9円



◇窓口での限度額以上の医療費の一時支払い不要。

(情報提供に同意することが必要です。)

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における
限度額を超える支払は免除されます。



限度額適用認定証の
手続きなし！

◇初めての医療機関でも薬剤情報や健診情報を医師等と共有できる。

(薬剤情報などの提供について同意いただくことが必要です)

医療機関・薬局が患者の特定健診情報、今までに使った薬剤情報を
閲覧することが可能になりました。

※マイナポータルアプリから、自身の特定健診情報や
処方された薬の情報、医療費通知情報が確認できます。



自身の健康管理
に役立つ！

◇確定申告が楽になる。

マイナポータルからの医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除がより簡単に。



オンラインで
簡単に！

◇健康保険証としてずっと使えます。

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！

※医療保険者が変わる場合は、東村役場 福祉保健課窓口にて
国保喪失・国保加入の届出が必要です。



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認します。

(汎用カードリーダーの場合は
数字4桁の暗証番号を入力 又は
窓口職員の目視で本人確認する)